

海岸法改正の概要

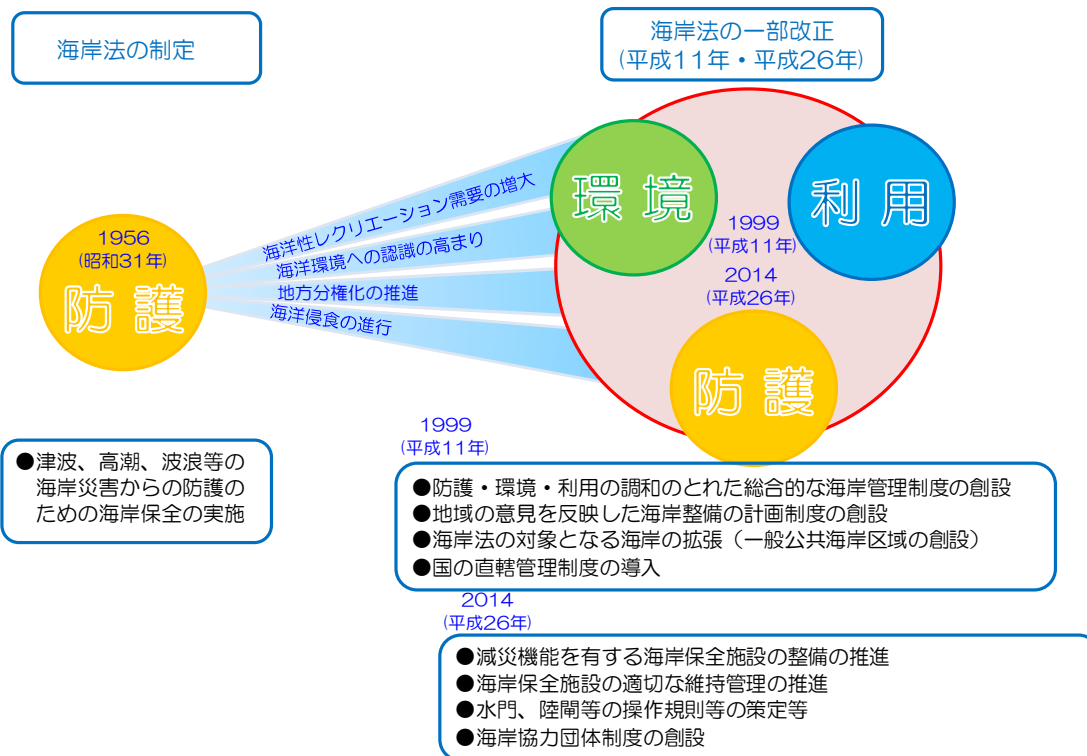
海岸法は、昭和31年の制定時には津波・高潮災害から人命や財産を守ること、つまり「防護」のみを目的としていました。その後、海岸環境への認識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成11年に一部改正され、新たに、海岸の「環境」及び「利用」の2つの目的が追加されました。

この改正では、これら「防護」、「環境」及び「利用」の3つの目的の調和を図り、総合的な海岸管理を実施するため、「海岸保全基本方針」を国が策定し、これに基づき、都道府県知事が地域住民や学識経験者等の意見を反映しながら、沿岸ごとに「海岸保全基本計画」を策定することとなりました。

また、平成26年の一部改正では、平成23年3月11日の東日本大震災を契機に「津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進」、「海岸管理をより適切なものとする事」などが加えられました。

徳島県では、平成15年12月に海岸法に基づいた海岸保全基本計画を「讃岐阿波沿岸」、「紀伊水道西沿岸」、「海部灘沿岸」の3沿岸で策定しました。

その後、「新しい津波対策への対応」と「社会環境やニーズの変化への対応」を図るため、平成26年3月に海岸保全基本計画を改定しました。



海岸法改正の流れ

各沿岸での海岸づくりのテーマ



各沿岸での海岸づくりのテーマ